

緊急事態における防護対策の考え方

放射性物質の放出が始まる前に被ばく防護措置を実行

プラントの状況に基づく判断
(緊急時活動レベル：EAL)



防護措置
(確定的影響の防止あるいは最小化)
避難、安定ヨウ素剤の予防服用…

空間放射線量率に基づく判断
(被ばく防護レベル：OIL)



防護措置
(確率的影響のリスクの低減)
避難、一時移転、飲食物摂取制限…

防護措置を適切に実施するために「緊急事態」を3つに区分し、どの区分に該当する状況かを基準(EAL)で明確化

放射性物質
の放出

EAL

OIL

EAL1

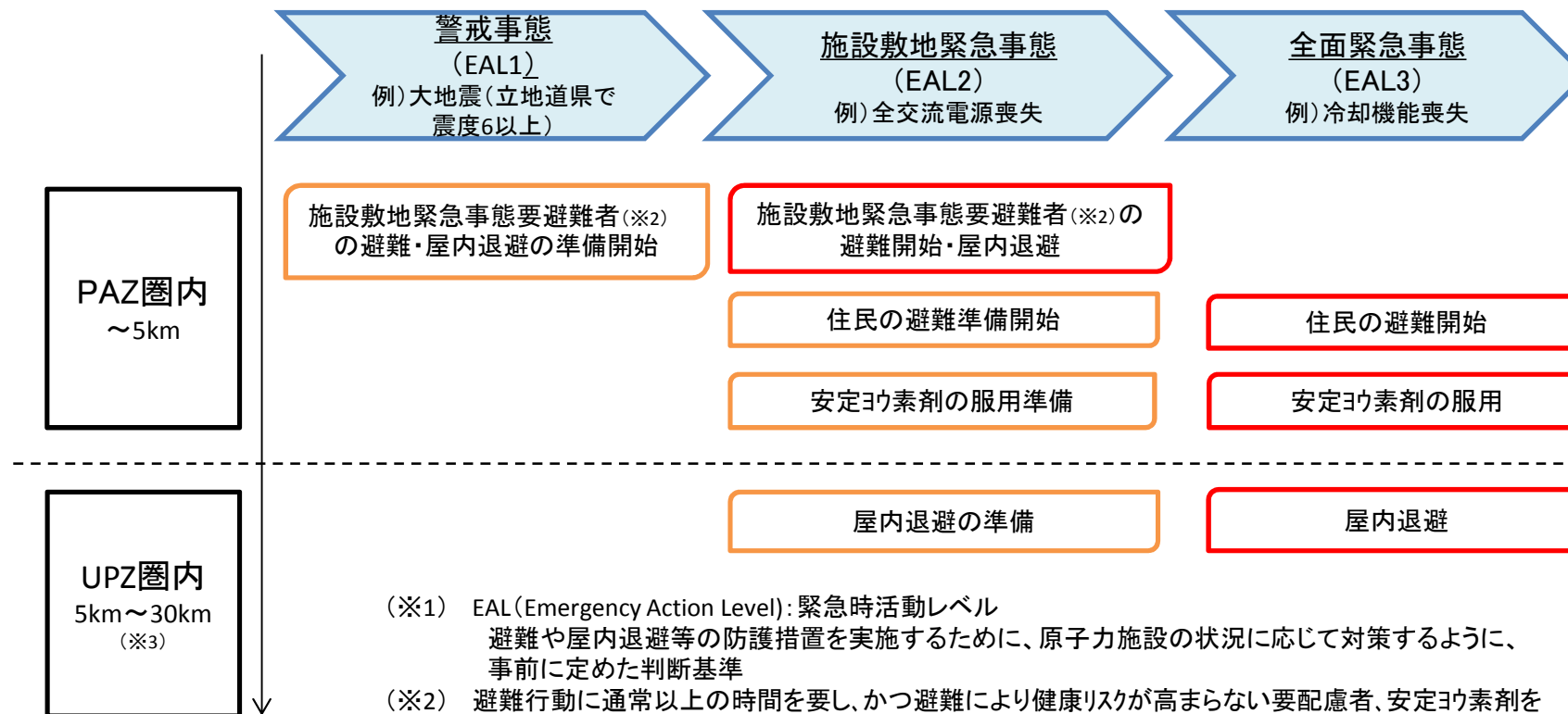
EAL2

EAL3

事態の進展

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置(緊急時活動レベル:EAL(※1))

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- (※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
- (※2) 避難行動に通常以上の時間を要し、かつ避難により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者
- (※3) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ圏内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置(運用上の介入レベル:OIL(※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

